The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	歯科医療過誤訴訟をめぐる諸課題 : 今後あるべき医療の指針を求めて
Author(s)	若松, 陽子
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44104
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【4】

氏　　名	若松陽子（わかまつ ようこ）
博士の専攻分野の名称	博　士（法　学）
学位記番号	第　17493　号
学位授与年月日	平成15年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科民事法学専攻
学位論文名	**歯科医療過誤訴訟をめぐる諸課題－今後あるべき医療の指針を求めて－**
論文審査委員	（主査） 教　授　國井　和郎 （副査） 教　授　松川　正毅　　教　授　平田　健治

論文内容の要旨

昨今、医療事故、医療過誤訴訟が急増し、医療過誤に関する判例の動向は目覚ましい。最高裁は立て続けに、自己決定の理論や医療水準論を深化させたとみられる判決を下し、医療は医師と患者との協同作業であるとの側面を重視する傾向がさらに強まっている。他方、情報開示の促進や訴訟社会の進展の動きがあり、医療をめぐる環境は大きく変容を遂げている。

ところで、歯科医療をめぐる法的諸問題に関する総合的研究は少なく、歯科医療の特色の抽出を中心とする裁判例の分析が主たるものであるといえる。歯科医療に関しては、医療面では、その治療範囲が口腔外科から審美歯科まで広範となり境界域問題を生じ、訴訟面では、医療の自己決定権重視傾向を反映した裁判例が相次いでいる。そこで、これらの動向を踏まえて、歯科医療に関する法的問題を再検討する必要性を認め、本研究に着手した。

本研究は、上記のような医療をめぐる環境の変化、とりわけ最近の最高裁判例の理論をふまえて、現在までの歯科医療事件や歯科医療過誤裁判例を分析し、今後あるべき医療の指針を模索せんと試みたものである。その結果、従来、歯科医療過誤訴訟の分析を通じて指摘されてきた説明義務の強化は、歯科医療のみに固有のものではなく、また患者の QOL の観点から外貌の重視や結果責任を問いうる医療分野の存在があり得ることを指摘した。さらに、従来のパターナリズムから自己決定への移行は、患者自身にも誠実な対応の要請と結果に対する責任を生じさせるが、その前提として、医師から疾病に対する診断と治療についての説明が十分になされることが必要であり、説明された結果についての可能な限りの実現の責任が医療側に求められることになろう。このような医師と患者の新しい関係が、歯科のみならず医科全ての医療過誤訴訟に関する裁判例の集積とその分析を通じて、今後一層、望ましい有り様として明確になっていくことを期待し、本研究がその一端を担うことを希求する。

論文審査の結果の要旨

本論文は歯科医療過誤訴訟につき、法曹実務家の実践的な問題意識に立脚しつつ、優れて理論的な課題設定により、その全般にわたる法的諸問題を総合的に検討し、今後のあるべき歯科医療を念頭においた諸課題設定に接近した歯科医療およびその過誤訴訟に関する斬新かつ先駆的な本格的研究である。

一般医科の医療過誤については、これまですでに、夥しい数の裁判例と厖大な文献が集積し、理論的進展が目覚ましく、法的処理の基本的枠組みもほぼ確立し、一層の発展が期待されている。これに対して、歯科医療の過誤訴訟は従前、公表裁判例が乏しく、理論的研究とりわけ総合的な本格的研究がほぼ皆無の状況にあった。そうしたなか、本研究は医科医療の過誤訴訟と対置比較する形で歯科医療のそれをめぐる問題全般を取り上げ、本格的研究に挑戦した意欲的な研究であり、その意義は極めて大きい。また、本論文は先行学説および公表裁判例を丹念に渉猟して今日的問題点を分析整理し、今後の課題を析出したわけで、歯科医療過誤に関する理論的空白を埋め、その理論水準を著しく高め、かつ将来展開に理論的礎を提供する優れた研究と高く評価できる。

審査委員は一致して、本研究が博士（法学）の学位を授与するに充分な価値を有するものと認める。